

鯖江市広報さばえ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発行する広報紙広報さばえ（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いについて、鯖江市広告掲載要綱（以下「広告要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載者の資格)

第2条 広告を掲載することができる者は、市内に住所を有する者または市内に事務所もしくは事業所を有する者とする。

(掲載する広報紙と色彩)

第3条 広告を掲載する広報紙は、毎月発行の通常版とする。

2 広告の色彩は、フルカラーとする。

(広告の大きさおよび掲載位置)

第4条 広告の掲載単位は、1 枠（縦51ミリメートル、横90ミリメートルの大きさをいう。以下同じ。）とする。

2 広告の掲載位置は、表紙および特集ページを除くページの下1段のうち、市長が指定する箇所とする。ただし、市長が広報紙の編集上支障があると認めるときは、掲載位置を変更することができる。

(掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告を掲載しようとする広報紙ごとに、鯖江市広報さばえ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の版下（完全な原稿をいう。）を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 申込者が申し込める広告は、広報紙1号につき1枠とする。ただし、申込み数が当該広報紙の予定掲載件数に満たないときは、2枠まで申し込むことができる。

(掲載の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に鯖江市広報さばえ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(著作権等)

第7条 広告の原稿にイラスト、写真またはロゴなどを使用する場合には、広告主が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料等が発生するときは負担しなければならない。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1枠当たり25,000円とする。この場合において広告掲載料は、消費税および地方消費税相当額を含むものとする。

(広告内容の変更)

第9条 市長は、広告要綱第8条第2項の広告掲載の決定後、広告物の内容、デザインに不備があると認められるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告物の内容等を変更しようとするときは、事前に市長と協議し、鯖江市広報さばえ広告掲載内容等変更申出書(様式第3号)を提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、広告要綱第12条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の承認を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載に必要となる広告物の原稿が市長の指定する期日までに提出されないとき。
- (2) 前条の規定による広告物の内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (3) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、広告掲載の取下げを行う場合は、鯖江市広報さばえ広告掲載取下申告書(様式第4号)により、広報発行日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。